

6 施設サービスの内容

- ・ 介護医療院サービスの提供に当たっては、入所者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、入所者の心身の状況等を踏まえて、入所者の療養を妥当適切に行うものいたします。
- ・ 介護医療院サービスの提供に当たっては、介護医療院サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものいたします。
- ・ 介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、従業者は入所者及びその家族に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明いたします。
- ・ 介護医療院サービスの提供に当たっては、介護医療院は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものいたします。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものいたします。
- ・ 当医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものいたします。

7 利用料金及びその他の費用

介護保険給付対象サービスを利用する場合は、1日当たり下記の自己負担をお支払いいただきます。負担割合は1割から3割です。この額は市町村の運営する介護保険高額サービス費算定の対象となります。

★介護医療院

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費	多床室	8,050 円	9,140 円	11,480 円	12,480 円	13,380 円
	個室	6,940 円	8,040 円	10,390 円	11,380 円	12,280 円
療養環境基準（療養室）減算		-250 円				
夜間勤務等看護加算（Ⅳ）		70 円				
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数×1.0%				
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数×0.5%				
計	多床室	7,988 円	9,094 円	11,470 円	12,485 円	13,398 円
	個室	6,861 円	7,978 円	10,363 円	11,368 円	12,282 円
自己負担額（1割）	多床室	799 円	909 円	1,147 円	1,248 円	1,340 円
	個室	686 円	798 円	1,036 円	1,137 円	1,228 円
自己負担額（2割）	多床室	1,598 円	1,819 円	2,294 円	2,497 円	2,680 円
	個室	1,372 円	1,596 円	2,073 円	2,274 円	2,456 円
自己負担額（3割）	多床室	2,396 円	2,728 円	3,441 円	3,745 円	4,019 円
	個室	2,058 円	2,393 円	3,109 円	3,410 円	3,684 円

★短期入所療養介護費（ショートステイ）

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費	多床室	8,640 円	9,750 円	12,150 円	13,170 円	14,090 円
	個室	7,520 円	8,630 円	11,030 円	12,050 円	12,970 円
療養環境基準（療養室）減算		-250 円				
夜間勤務等看護加算（Ⅳ）		70 円				
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数×1.0%				
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数×0.5%				
計	多床室	8,587 円	9,714 円	12,150 円	13,185 円	14,119 円
	個室	7,450 円	8,577 円	11,013 円	12,048 円	12,982 円
自己負担額（1割）	多床室	859 円	971 円	1,215 円	1,318 円	1,412 円
	個室	745 円	858 円	1,101 円	1,205 円	1,298 円
自己負担額（2割）	多床室	1,717 円	1,943 円	2,430 円	2,637 円	2,824 円
	個室	1,490 円	1,715 円	2,203 円	2,410 円	2,596 円
自己負担額（3割）	多床室	2,576 円	2,914 円	3,645 円	3,955 円	4,236 円
	個室	2,235 円	2,573 円	3,304 円	3,614 円	3,895 円

※複数日の利用に関しては合計より自己負担額を算出いたしますので端数処理上若干の差異が生じる場合があります。

※短期入所の場合は、送迎加算負担が有ります。（実施地域は伊豆市内とする）片道184単位

★食費・居住費

	所得要件	預貯金額（※2）要件 （夫婦の場合）	食費（※3） （日額）	居住費（※4）	
				多床室	個室
第1段階	生活保護等受給者	要件なし	300円	0円	490円
	世帯全体が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 (2,000万円)			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入（※1）が年間80万円以下	650万円以下 (1,650万円)	390円	370円	490円
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入（※1）が年間80万円超120万円以下	550万円以下 (1,550万円)	650円	370円	1,310円
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入（※1）が年間120万円超	500万円以下 (1,500万円)	1,360円	370円	1,310円
第4段階	一般		2,220円	1,050円	2,440円

※1 合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計を指します。
 なお、合計所得金額は、年金所得及び土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた金額となります。また、税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げがなかった場合と同額に調整して計算します。

※2 第2号被保険者の基準は、1,000万円です。

※3 1日3食を基本としますが、病態により1食、2食の場合もあります。
 1食でも提供した場合、日額をご請求致します。

※4 外泊された場合も、居住費をご請求致します。